

# 議 会 運 営 委 員 会

令和8年9月14日（月）

## 1 第3回定例会の会議運営について

第1日 9月15日（火）

- (1) 開会・開議 午前10時
- (2) 署名議員指名 10番 かくお 誠 一 議員  
11番 竹本 としあき 議員  
34番 清水 こういち 議員
- (3) 庶務報告 欠席者の報告  
東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の実施について（別紙）  
広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式及び 被爆81周年  
長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典への議員派遣の報告（別紙）  
専決処分報告書  
令和7年度決算に基づく健全化判断比率について  
例月出納検査報告書（5月末日、6月末日、7月末日現在）
- (4) 議席の一部変更について（別紙）
- (5) 区長発言
- (6) 会期について 令和8年9月15日（火）～10月15日（木）31日間  
中間本会議 9月29日（火）
- (7) 区政一般質問（別紙） 順 序 区民連：うてな 議員／共産党：中村（し）議員／  
フかつ：小 林 議員／みらい：岩 見 議員／  
自民党：池 田 議員／公明党：小 山 議員／  
区民連：大 高 議員／共産党：中 江 議員／  
フかつ：鈴木（信）議員  
持ち時間 区民連：30分／共産党：30分／フかつ：30分／  
みらい：30分／自民党：45分／公明党：40分
- (8) 散 会

**第2日 9月16日(水)**

- (1) 開 議 午前10時
- (2) 署名議員指名 10番 かくお 誠 一 議員  
11番 竹本 としあき 議員  
34番 清水 こういち 議員
- (3) 庶務報告 欠席者の報告
- (4) 区政一般質問(別紙) 順 序 みらい:土 田 議員/自民党:伊 藤 議員/  
公明党:かくお 議員
- (5) 議案20件一括上程 提案者説明 ~ 委員会付託  
[特別区人事委員会の意見聴取]  
議案第59号、議案第60号
- (6) 報告 6件一括上程 提案者説明 ~ 決算審査特別委員会設置・付託
- 本会議休憩
- }

**決算審査特別委員会開催**

正副委員長及び理事互選、分科会設置、正副分科会長指名等  
(第1・第2委員会室)

}

**本会議再開**

決審特委正副委員長・理事紹介

- (7) 請願 6件 委員会付託(別紙)
- (8) 散 会

**2 そ の 他**

- (1) 陳情について(別紙)
- (2) 会派役員変更届の提出について(別紙)
- (3) 意見書等について(別紙) 最終調整 10月1日(木)
- (4) 議会役員について
- (5) 委員会開催日程について(別紙)

**【次回日程】** 9月28日(月) 議会運営委員会理事会 午後1時 / 議会運営委員会 午後2時

各選挙圏域議会議長 様

東京都後期高齢者医療広域連合

選挙長 山田 秀之

(公印省略)

**東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙（区）の実施について**

東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）及び東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、下記のとおり東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を実施します。

## 記

**1 選挙期日等**

|                |                                                                    |
|----------------|--------------------------------------------------------------------|
| (1) 選挙名        | 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙                                             |
| (2) 選挙すべき区分    | 規約第 7 条第 2 項第 1 号の区分（区の議会の議員）                                      |
| (3) 選挙すべき議員数   | 規約第 7 条第 2 項第 1 号の区分（区の議会の議員） 1 人                                  |
| (4) 選挙候補者の届出期間 | 令和 8 年 9 月 24 日（木）午前 9 時 00 分から<br>令和 8 年 9 月 30 日（水）午後 4 時 00 分まで |
| (5) 選挙期日       | 令和 8 年 10 月 1 日（木）から<br>令和 8 年 10 月 15 日（木）まで                      |
| (6) 選挙会日時      | 令和 8 年 10 月 16 日（金）午前 10 時 00 分から                                  |
| (7) 選挙会場所      | 東京区政会館<br>東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号                                    |

**2 今回の補欠選挙について**

今回実施する補欠選挙は、規約第 7 条第 2 項第 1 号の区分（区の議会の議員）から選出された議員に 1 名の欠員が生じたため、規則第 14 条に基づき、当該区分において実施するものです。

**3 候補者の推薦について**

(1) 各選挙圏域議会において、規約第 8 条第 1 項の規定により候補者の推薦をしようとするときは、規則第 4 条第 1 項の規定により、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書（規則別記第 1 号様式）を、選挙候補者の届出期間内に東京都後期高齢者医療広域連合選挙長に届け出ていただくをお願いします。

(2) (1) による届出には、下記の書類を添付願います。

ア 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書（別記第 1 号様式（1））

イ 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者（別記第 1 号様式（2））

ウ 承諾書（別記第 2 号様式）

エ 規則第 4 条第 2 項の規定による候補者の推薦の決定に係る議決謄本又は推薦証明書

(3) 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者（別記第1号様式（2））及び承諾書（別記第2号様式）に記載する候補者の氏名は戸籍氏名で、住所は住民票上の表記で記載願います。

(4) 候補者の推薦に関しては、各選挙圏域議会の機関意思として議決していただくことを原則としておりますが、各選挙圏域議会における選挙（投票による選挙又は指名推選）により推薦者を決定する方法に関しても議決と同様の取扱とさせていただきます。なお、選挙は、各選挙圏域議会の会議規則等に従って行っていただくことになります。

#### 4 選挙について

(1) 規約第8条第2項及び第3項の規定により、各選挙圏域議会において東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

(2) (1) の選挙に係る候補者名簿については、選挙長が、選挙候補者の届出期間終了後に候補者の氏名、性別及び所属議会等を各選挙圏域議会の議長宛てに通知します。この際、各選挙圏域において候補者が定数を超えた場合、超えない場合のいずれの場合においても、各議会における投票による選挙の実施の有無について併せて通知します。

(3) 選挙圏域において候補者が定数を超えた場合は、各議会で、各議会の会議規則等に従い、投票による選挙を行っていただきます。開票結果は、規則第6条の規定に基づき、選挙結果報告書（規則別記第3号様式）により選挙長にご報告願います。

(4) 選挙圏域において候補者が定数を超えなかった場合は、規則第8条第1項の規定に基づき、各選挙圏域議会での投票による選挙は行いません。

(5) 規則第7条に規定する選挙会を令和8年10月16日（金）（無投票の場合は令和8年10月1日（木））に開き、規約第8条第4項の規定により当選人を決定した後、規則第9条の規定に基づき、当選人に当選の旨を告知します。同時に、規則第11条の規定に基づき、選挙結果を各市区町村の長及び議会の議長に報告します。

#### 5 議員の任期について

令和8年10月16日（金）（無投票の場合は令和8年10月1日（木））から令和9年7月1日（木）まで（前任者の残任期間）

#### 6 スケジュールについて

選挙の全体スケジュールについては、別添「東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙（区）スケジュール」を参照願います。

#### 【お問合せ先】

東京都後期高齢者医療広域連合

総務部 総務課 総務係 神原・杉田

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 15 階

電話：03-3222-4474 FAX:03-3222-4477

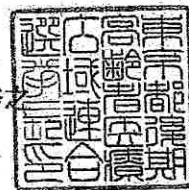
メール：soumu@tokyo-kouiki.jp



東京都後期高齢者医療広域連合告示第129号

令和8年9月4日

東京都後期高齢者医療広域連合選挙長 山田 秀之



東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の実施について

東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）及び東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、下記のとおり東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を行います。

## 記

### 1 選挙期日等

|                |                                                |
|----------------|------------------------------------------------|
| (1) 選挙名        | 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙                         |
| (2) 選挙すべき区分    | 規約第7条第2項第1号の区分（区の議会の議員）                        |
| (3) 選挙すべき議員数   | 規約第7条第2項第1号の区分（区の議会の議員）1人                      |
| (4) 選挙候補者の届出期間 | 令和8年9月24日（木）午前9時00分から<br>令和8年9月30日（水）午後4時00分まで |
| (5) 選挙期日       | 令和8年10月1日（木）から<br>令和8年10月15日（木）まで              |
| (6) 選挙会日時      | 令和8年10月16日（金）午前10時00分から                        |
| (7) 選挙会場所      | 東京区政会館<br>東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号                    |

### 2 候補者の推薦

- (1) 東京都の区域内の区の議会において、規約第8条第1項の規定により候補者の推薦をしようとするときは、規則第4条第1項の規定により、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書（規則別記第1号様式）を、選挙候補者の届出期間内に東京都後期高齢者医療広域連合選挙長に届け出ること。
- (2) (1) による届出には、規則第4条第2項の規定により、候補者の推薦の決定に係る議決謄本又は推薦証明書及び承諾書（規則別記第2号様式）を添付すること。

### 3 選挙の方法

規約第8条第2項及び第3項の規定により、各区の議会において東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行う。

**R8年度  
東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙（区）のスケジュール**

| 日 程                  | 広域連合(選挙長)                                                                                                                                                                              | 市区町村議会事務局                                                                                                                                                                                                                          | 広域連合議員                         | 備 考                                                                                                                                                                          |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9月4日(金)              | <p>※辞職日以降かつ届出期間開始日の14日前までに告示</p> <p>補欠選挙 告示</p>                                                                                                                                        | <p>※辞職等が判明した場合は、速やかに広域連合にご一報をお願いします。</p> <p>辞職願は議会事務局を通じて提出</p> <p>対象圏域自治体に通知</p> <p><b>候補者を推薦する【議決】</b><br/>※告示～候補者届出受付期間内(9月8日)に推薦議決</p> <p><b>候補者推薦届提出</b><br/>(添付:候補者の承諾書、議決謄本)<br/>※候補者届出受付期間(9月24日午前9時～9月30日午後4時)内に届出書提出</p> | <p>辞職・失職</p> <p>候補者推薦の本人承諾</p> | <p>◆広域連合議員任期内で、議長交替等により広域連合議員を変更する場合等は辞職願が必要。(失職(議員任期満了等)の場合は不要)</p> <p>◆該当者全ての辞職日以降の日付で補欠選挙日程を調整。</p> <p>◆選挙長は、選挙を行う旨及び候補者の届出期間を、少なくとも候補者の届出期間の初日の14日前までに告示する。(選挙規則第3条)</p> |
| 9月24日(木) 午前9時00分     |                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                    |                                | <p>◆各市区町村の議会の推薦のあった者を候補者とする。(規約第8条1項)</p> <p>◆各市区町村の議会は、候補者の承諾書及び議決謄本を添え、候補者推薦届を選挙長あてに提出する。(議員選挙規則第4条)</p>                                                                   |
| 9月30日(水) 午後4時まで      | 候補者推薦受理                                                                                                                                                                                | 選挙長へ送付                                                                                                                                                                                                                             |                                |                                                                                                                                                                              |
| 9月30日(水) 午後4時以降      | <p>圏域ごとに候補者名簿を作成</p> <p>【無投票】<br/>候補者一定数の場合<br/>→ 無投票当選<br/>→ 選挙会<br/>→ 当選人決定<br/>→ 告示<br/>選挙結果通知</p> <p>【選挙】<br/>※実施実績なし<br/>候補者&gt;定数の場合<br/>→ 選挙実施を決定<br/>→ 候補者の氏名等を圏域に応じ各議会へ通知</p> |                                                                                                                                                                                                                                    |                                | <p>◆圏域とは、①特別区②市③町村の3つの選挙区分をいう。</p> <p>【候補者数が定数どおりの場合】<br/>◆各圏域において候補者が定数と同数の場合には無投票当選となる。その場合、選挙期間を繰り上げ、候補者届出期間終了日の翌日に選挙会を実施し、当選人を決定する。(議員選挙規則第8条)</p>                       |
| 10月1日(木) ~ 10月15日(木) |                                                                                                                                                                                        | <p>選挙実施通知及び候補者名簿の受領</p> <p>各議会で行って選挙を実施(投開票まで行う)</p> <p>選挙結果報告書作成・提出</p> <p>各議会からの選挙結果受領</p> <p>各議会の得票数を累積</p>                                                                                                                     | 投票                             | <p>【候補者数が定数を上回った場合】<br/>◆各圏域において候補者が定数を超えた場合、各市区町村議会で行って選挙を行う。(規約第8条2項) ※実施実績なし。</p> <p>◆選挙実施後、選挙結果報告書を作成し、選挙長あてに送付する。</p>                                                   |
| 10月16日(金)            | <p>当選人決定</p> <p>告示・選挙結果通知</p>                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                    |                                | <p>◆選挙長は、開票結果の報告を受け、累積した得票数により、選挙立会人立ち会いのうえ、当選人を決定する。</p>                                                                                                                    |

※任期は、当選人決定日より令和9年7月1日(前任者任期)までとする。



令和8年8月27日

区議会議長

梅沢 とよかず 殿

区議会議員 安西 まさのぶ 同 大 森 ゆきこ  
同 早 川 はるよ 同 鈴 木 たつし  
同 岩 見 なつよ

## 議 員 派 遣 報 告 書

広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式への議員派遣の結果を下記のとおり報告します。

### 記

- 1 派遣期日 令和8年8月5日（水）～6日（木）
- 2 派遣場所 広島県広島市
- 3 派遣議員 安西 まさのぶ 以下5人（上記のとおり）
- 4 随行職員 事務局次長 南 部 剛
- 5 派遣結果
  - (1) 日 程8月5日（水）・新幹線で広島市へ移動し各自で市内視察  
6日（木）午前・広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式  
（広島市平和記念公園）に参列  
・祈念式後に同公園内で行われた葛飾原爆被爆者の会（葛友会）主催の献水の儀に参列  
午後・解散、各自で帰京

- (2) 所 見 被爆81年となる本年の広島市平和記念式典（原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式）は、同市中区中島町の平和記念公園において、举行された。

式典には、被爆者や遺族代表、高市首相をはじめ、海外から123カ国・地域と欧州連合の代表らが出席し、一般の参列者を含め約5万人が犠牲者の冥福を祈った。

平和記念式典は、午前8時に開式され、初めに、松井一實広島市長と遺族代表により、この1年に死亡または死亡が確認された4,393人の名簿が納められた。これで広島市の原爆死没者は35万3,639人、名簿は132

冊となった。

次に、八條広島市議会議長が式辞の中で、「私たちは、これからも平和の象徴である広島のまちづくりを進めると同時に、世界の人々と連携し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて全力で取り組むことを、ここに改めてお誓い申し上げます。」と訴えた。

次に、献花の後、原爆投下時刻の午前8時15分に「平和の鐘」の音に合わせて、5人の派遣議員をはじめ参列者全員が犠牲者に対する黙とうをささげ、「核なき世界」の実現への決意を新たにした。

続いて行われた平和宣言で、松井市長は「多くの為政者は現実的な対応として核抑止力に依存し続け、暴力を肯定する国際社会が出現し、核兵器のない世界は遠のくばかりです。戦争の記憶が薄れることで核兵器の使用が容認されかねない時代を生きる私たちは、今改めて、国連を創設し核兵器廃絶を決意した過去の教訓を学び直す必要があります。そして、一人一人があらゆる暴力を否定し、核兵器廃絶という理想を理想で終わらせない国際社会を創り上げるための行動を起こす必要があります。」と強く訴えた。

式典はその後、こども代表による「平和への誓い」、高市首相や広島県知事の挨拶、国連事務総長のメッセージと続き、最後には参列者全員による「ひろしま平和の歌」の合唱で、厳かなうちに閉式した。

式典の終了後には、同公園内のくすのき植樹地で行われた葛飾原爆被害者の会（葛友会）が主催する献水の儀に、派遣議員全員が区側代表らとともに参列し、黙とうの後、献花、葛友会による区内小中学生などが折った千羽鶴の献架、そして献水を行った。

被爆者健康手帳を持つ国内外の生存者は、今年3月末で9万1,105人となり、平均年齢は86.66歳となった。

唯一の被爆国としての悲惨な体験を、被爆者自らが生の声で語る時間が少なくなっている今日、葛飾区議会は、非核平和宣言都市の47万区民を代表する議会として、今もなお後遺症の苦しみを抱え、或いは81年もの間、原爆症の発症に脅え続けてきた被爆者の方々の精神的、身体的な苦悩に寄り添い、また、戦争を知らない世代に平和の尊さと核兵器の恐ろしさを伝え続け、核兵器の全廃と戦争の無い国際平和の実現のため、葛飾区民をはじめ、被爆地広島市・長崎市、そして世界の人々ともに様々な努力を重ねていくことを改めて表明するものである。

葛飾区議会は、今後とも、広島・長崎両被爆地における平和記念式典への議会代表派遣を継続するとともに、これまでの両式典派遣の成果を区議会と議員が区民に発信し、各方面の非核平和の取り組みに寄与されることを、強く希求するものである。



令和8年8月27日

区議会議長

梅沢 とよかず 殿

区議会議員 池田 ひさよし 同 おおや けい子  
同 木 村 ひでこ 同 小 林 ひとし  
同 舟 坂 と も

## 議 員 派 遣 報 告 書

被爆81周年長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典への議員派遣の結果を下記のとおり報告します。

### 記

- 1 派遣期日 令和8年8月8日（土）～9日（日）
- 2 派遣場所 長崎県長崎市
- 3 派遣議員 池田 ひさよし 以下5人（上記のとおり）
- 4 随行職員 事務局長 吉 田 峰 子
- 5 派遣結果
  - (1) 日 程 8月8日（土） ・ 航空機で長崎市へ移動し各自で市内視察  
9日（日） 午前 ・ 長崎市平和公園内で行われた葛飾原爆被爆者の会（葛友会）主催の献水の儀に参列  
・ 被爆81周年長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典（同公園）に参列  
午後 ・ 航空機で羽田空港に帰京、解散

- (2) 所 見 81回目の「原爆の日」を迎えた本年の長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典は、同市松山町の平和公園において、被爆者や遺族の代表、高市総理大臣に加え、核保有国であるアメリカやイギリス、フランスの他、紛争当事者のロシア、イスラエル、イラン、ウクライナ等を含む98の国と地域の代表など3,790人が参列し、犠牲者に追悼の祈りをささげた。午前10時45分に開式、その後7月末までの1年間に死亡が確認された2,773人の名が記された原爆死没者名簿が奉安された。これで長崎の

原爆死没者は20万4,708人となった。

次に、岩永敏博長崎市議会議長が式辞の中で、「私たち長崎市民は、『長崎を最後の被爆地』にするため、人類共通の悲願である核兵器のない恒久平和な世界の実現に向けて、絶えず歩みを進めてまいります。」と訴えた。

次に、献水、献花の後、原爆投下時刻の午前11時2分の「長崎の鐘」の音に合わせて、5名の派遣議員が参列者全員とともに犠牲者に対する黙祷をささげ、「核なき世界」の実現への決意を新たにした。

続く鈴木史朗長崎市長による平和宣言では、「一つの地球に暮らす『地球市民』の皆さん。平和な世界をつくるために、私たちにはできることがあります。『平和の原点は、人間の痛みがわかる心を持つこと。』相手の立場や苦しみに心を寄せ、分かり合おうと努力することは、対立や衝突を避けるための大きな一歩となります。それが人と人、国と国、それぞれの場面で信頼を育み友好関係を築く礎になるのです」と述べ、また、「被爆者の声を直接聞くことのできる今だからこそ、未来へ向けて被爆の記憶と被爆者の思いをしっかりと受け継いでいきます。『長崎を最後の被爆地に』。この誓いを永遠の事実とするために、長崎は世界中の平和を求める人々と連帯し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて、決してあきらめず歩み続けていくことをここに宣言します。」と強く訴えた。

その後、被爆者代表による「平和への誓い」、児童合唱、高市首相など来賓の挨拶と続き、毎月9日の午前11時2分に防災行政無線で流される「千羽鶴」の合唱を最後に、厳かなうちに閉式した。

式典に先立ち、午前9時30分から、平和公園内で行われた葛飾原爆被爆者の会（葛友会）が主催する「献水の儀」に、5名の派遣議員が区代表の区長らとともに参列し、黙とうの後、献水を行った。

全国の被爆者は、今年3月末時点で9万1,105人となり、被爆者の平均年齢は86.66歳となった。

唯一の被爆国としての悲惨な体験を、被爆者自らの声で語る時間が少なくなっている今日、葛飾区議会は、非核平和宣言都市の47万区民を代表する議会として、今もなお後遺症の苦しみを抱え、或いは81年もの間、原爆症の発症に脅え続けてきた被爆者の方々の精神的、身体的な苦悩に寄り添い、また、戦争を知らない世代に平和の尊さと核兵器の恐ろしさを伝え続け、核兵器の全廃と戦争の無い国際平和の実現のため、葛飾区民をはじめ、被爆地長崎市・広島市、そして世界の人々とともに様々な努力を重ねていくことを改めて表明するものである。

長崎・広島両被爆地における平和記念式典への議会代表派遣は、核廃絶と恒久平和の達成に向け、継続するとともに、これまでの両式典派遣の成果を区議会と議員が区民に発信し、各方面の非核平和の取り組みに寄与されることを、強く希求するものである。

議 席 表 (案)

|                      |                   |                   |                   |      |             |          |          |          |           |    |                  |                      |          |          |          |          |          |       |
|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------|-------------|----------|----------|----------|-----------|----|------------------|----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|-------|
|                      | 41<br>(旧)欠番<br>小林 | 40<br>かわごえ        | 39<br>大高          |      | 38<br>池田    | 37<br>秋家 | 36<br>秋本 | 35<br>梅沢 | 34<br>清水  |    | 33<br>小山         | 32<br>中村(し)          | 31<br>中江 |          |          |          |          |       |
| 19<br>(旧)沼田<br>鈴木(信) | 20<br>(旧)小林<br>広田 | 21<br>土田          | 22<br>うてな         |      | 23<br>中村(け) | 24<br>筒井 | 25<br>伊藤 | 26<br>高木 | 27<br>岩田  |    | 28<br>細木         | 29<br>下山             | 30<br>木村 |          |          |          |          |       |
| 18<br>(旧)みずま<br>菅野   | 17<br>(旧)舟坂<br>沼田 | 16<br>(旧)広田<br>鬼頭 | 15<br>(旧)鬼頭<br>岩見 |      | 14<br>鈴木(た) | 13<br>安西 | 12<br>大森 | 11<br>竹本 | 10<br>かくお |    | 9<br>早川          | 8<br>おおや             | 7<br>片岡  |          |          |          |          |       |
| 1<br>むらまつ            | 2<br>(旧)岩見<br>大西  | 3<br>(旧)大西<br>つた  |                   |      |             |          |          |          |           |    | 4<br>(旧)菅野<br>舟坂 | 5<br>(旧)鈴木(信)<br>みずま |          |          |          |          |          |       |
| 質問席                  |                   |                   |                   |      |             |          |          |          |           |    |                  |                      |          |          |          |          |          |       |
| 演壇                   |                   |                   |                   |      |             |          |          |          |           |    |                  |                      |          |          |          |          |          |       |
| 子育て支援部長              | 産業観光部長            | 危機管理・防災部長         | 地域振興部長            | 総務部長 | 副区長         | 副区長      | 区長       |          |           |    | 教育長              | 教育次長                 | 学校教育担当部長 | 都市整備部長   | 交通政策担当部長 | 都市施設担当部長 | 街づくり担当部長 | 環境部長  |
| 児童相談部長               | 健康部次長             | 健康部長              | 福祉部長              | 施設部長 | 担当部長        | 総合庁舎整備部長 | 事業推進担当部長 | 政策経営部長   |           | 議長 | 事務局次長            | 議事調査担当係長             | 議事調査担当係長 | 議事調査担当係長 | 議事調査担当係長 | ネット配信担当  | 録音担当     | 会計管理者 |

## 区 政 一 般 質 問

### 1 22番 うてな 英 明 議員

- (1) 訪問介護等におけるカスタマーハラスメント対策について
- (2) 民泊をはじめとする宿泊施設について
- (3) 堀切菖蒲園駅周辺のまちづくりについて

### 2 32番 中 村 しんご 議員

- (1) 物価高騰から区民のくらしを守るために、地方自治体＝「公共」何ができるのか
- (2) 葛飾で住み続けられる住宅対策について

### 3 41番 小 林 ひとし 議員

- (1) 東京理科大学Ⅱ期計画整備用地の土壤汚染対策費用に係る和解と区の対応について

### 4 15番 岩 見 なつよ 議員

- (1) 議員と区職員の健全な関係性について
- (2) 挑戦する人を、地域みんなで応援する仕組みについて

### 5 38番 池田 ひさよし 議員

- (1) スタジアム構想について
- (2) 区立図書館の運営について
- (3) 第五次東京都子供読書活動推進計画について

### 6 33番 小 山 たつや 議員

- (1) 後期実施計画について
- (2) 災害対策について
- (3) 持続可能な「秩序ある共生社会」の実現に向けて
- (4) 英語教育について

7 39番 大 高 拓 議員

- (1) 教育行政の危機管理体制の再構築について
- (2) 学校施設の危機管理体制について
- (3) 学校改築事業の不調・不落について

8 31番 中 江 秀 夫 議員

- (1) 地球温暖化と災害対策について
- (2) J R 金町駅をはじめとしたまちづくりについて

9 19番 鈴 木 信 行 議員

- (1) 地域社会の担い手となる児童生徒への主権者教育と辺野古反基地教育について

10 21番 土 田 あきら 議員

- (1) 短時間豪雨による内水氾濫への備えについて
- (2) 災害時の行政継続体制について
- (3) 歩行者と自転車が安全に通行できる道路空間の整備について

11 25番 伊 藤 よしのり 議員

- (1) 熊本地震や千葉豪雨を踏まえた課題解決に向けて
- (2) 住宅施策について
- (3) 健やかで自立した生活を営むための持続可能な地域社会の構築について
- (4) 喫煙所の整備促進について
- (5) 教育環境について

12 10番 かくお 誠 一 議員

- (1) デジタルガバナンスについて
- (2) 教育について
- (3) 水元地域におけるまちづくりについて

# 請 願 受 理 件 名 表

令和 8 年第 3 回定例会

| 番号 | 受理番号       | 件 名                                                       | 委員会名    |
|----|------------|-----------------------------------------------------------|---------|
| 1  | 8 請願第 14 号 | 小松南小学校の改築に伴う請願                                            | 文教委員会   |
| 2  | 8 請願第 15 号 | 体育施設の「優先利用の協定締結基準」策定における、区民意見提出手続き（パブリック・コメント）に関する請願      | 文教委員会   |
| 3  | 8 請願第 16 号 | 「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」更新案についての区民の意見表明の請願                    | 文教委員会   |
| 4  | 8 請願第 17 号 | 水泳授業での安全確保につながる運動の実施に関する請願                                | 文教委員会   |
| 5  | 8 請願第 18 号 | 政府に対し『非核三原則の堅持を求める意見書』を提出することを求める請願                       | 総務委員会   |
| 6  | 8 請願第 19 号 | 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」及び「区長の専決処分事項の指定」の見直しを求める請願 | 議会運営委員会 |

# 陳 情 収 受 一 覧 表

令和 8 年第 3 回定例会

| 番号 | 内 容                                                | 送付委員会 |
|----|----------------------------------------------------|-------|
| 1  | 愛の手帳 3 度、4 度の知的障害者の医療費軽減を早急に実施するよう、東京都に意見書提出を求める陳情 |       |

# 会 派 役 員 変 更 届

令和8年9月7日

葛飾区議会議長 殿

自由民主党議員団

幹事長 筒井 たかひさ

自由民主党議員団の役員を下記のとおり変更したので、お届けいたします。

記

| 役 職 名   | 氏 名     |
|---------|---------|
| 意見書調整委員 | 安西 まさのぶ |
|         |         |
|         |         |
|         |         |
|         |         |
|         |         |
|         |         |
|         |         |
|         |         |
|         |         |



# 意見書等件名表

令和 8 年第 3 回定例会

| No. | 件名                                          | 発案者等 | 備考 |
|-----|---------------------------------------------|------|----|
| 1   | ドナーミルクの利用拡大を求める意見書                          | 公明党  |    |
| 2   | 「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める意見書 | 公明党  |    |
| 3   | シルバーパス助成を購入時に実施できるよう求める意見書                  | 共産党  |    |
| 4   | 中東情勢に伴うナフサ不足・物価高騰に対する支援を求める意見書              | 共産党  |    |
| 5   | 米国産一般流通用生鮮ジャガイモの輸入解禁を見合わせることを求める意見書         | みらい  |    |

## ドナーミルクの利用拡大を求める意見書（案）

我が国では、出生時の体重が 2,500 グラム未満の低出生体重児が、約 10 人に 1 人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる 1,500 グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄付された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組は極めて重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの 2 法人が国内 3 箇所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、法的な仕組みとしては位置付けられていない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって、本区議会は、国に対し、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、下記の事項について所要の措置を講じられるよう強く求めるものである。

### 記

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを一日も早く明確化すること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず

内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策） あて

## 「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める 意見書（案）

本年7月に「防災庁設置法」が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として「防災庁」の発足が目前に迫っている。

一方で、本年7月28日に発生した「令和8年熊本地震」では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスク急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する「防災庁」が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化および支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、本区議会は、政府に対し、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある下記の措置を速やかに講じるよう強く求めるものである。

### 記

#### 1 猛暑期の避難生活における衛生環境の改善とトイレ対策

改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔な「トイレカー」の適所への迅速な配置および下水道接続等の衛生環境維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等の確保・広域調達・迅速搬送体制を構築すること。

#### 2 災害関連死を防ぐための医療・福祉チームの早期・広域派遣

猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等の発生を防ぐため、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWAT（災害派遣福祉チーム）等を避難所のみならず、車中泊や在宅避難者へも早期かつ広域に派遣・巡回させる体制を整備すること。

#### 3 被災自治体への総合調整人材の派遣と受援体制の強化

マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、GADM（災害マネジメント総括支援員）をはじめ、国・自治体・民間の支援を円滑に繋ぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣・配置する仕組みを強化すること。

#### 4 ガソリン等緊急用燃油の安定・優先供給体制の確立

被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動および住民の避難・生活維持に不可欠なガソリン・軽油等の燃油を優先かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。

#### 5 複合災害・二次災害防止に向けた監視・警戒体制の徹底

地震後の余震や降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドーム崩落や斜面剥離等による二次災害を防ぐため、地殻変動・斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず

内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、国土交通大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣 あて

## シルバーパス助成を購入時に実施できるよう求める意見書（案）

東京都シルバーパスは、昨年 10 月から非課税世帯または前年合計所得 135 万円以下は 1,000 円、それ以外は 12,000 円となった。

こうしたもとで、23 区中、本区をはじめ港区、墨田区、豊島区、江戸川区、すでに昨年から実施をしている荒川区が 11,000 円の助成をし、70 歳以上の都民なら誰もが 1,000 円でシルバーパスを購入できるようになった。さらに助成実施を検討している区もある。しかし、実際の購入時には、いったん 12,000 円でシルバーパスを購入し、あとから助成することになっている。

この助成制度は、シルバーパスの取得を促進し、高齢者の社会参加を促し、積極的に外出しながら、生き生きと活躍できるよう支援することによって、高齢者の福祉の向上を図ることを目的に実施されており、購入時に 1,000 円で利用できるようになることで、よりその効果を発揮するものである。

よって、本区議会は、東京都に対し、利用者が 1,000 円で購入できるようにすることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず

東京都知事 あて

## 中東情勢に伴うナフサ不足・物価高騰に対する支援を求める意見書（案）

中東情勢は停戦合意も守られず、緊迫化により、物価高騰に拍車がかかり、日本経済と国民生活に重大な影響を及ぼしている。建設業では、断熱材、防水材、塗料、シンナー、塩化ビニール製品など、多くの資材で価格改定や受注制限、納期調整、生産停止などが相次いでおり、多くの建設従事者から「見積りができない」「契約済み工事でも採算が崩れている」「材料が入らず工期の見通しが立たない」といった状況が続いている。建設業は衣食住の「住」を担う重要なインフラに関わり、自然災害の防災・減災にも重要な役割を担っているが、この状況が続いた場合、工事遅延や契約トラブルだけでなく、資金繰り悪化や雇い止め、倒産などが相次ぐおそれがある。医療機関では、衛生上の問題から使い捨てのプラスチック製品を数多く利用している。既に医療用グローブ、医療用ガウン等の不足や値上げが起こっており、今後も麻酔薬や鎮痛剤など、医療物資の不足が深刻化する見込みである。医療機関の多くは公定価格である診療報酬が主な収入源であるため、医療物資の仕入れコスト増を価格転嫁することができない。既に医療機関の経営状況は大きく悪化しており、コスト増を受け入れる余地がないのが現状であり、国民の命を守ることが困難となるため、迅速な支援が必要と考える。この物価高騰は業種に限らず、多くの国民の暮らしに影響を及ぼしており、早急な支援が必要である。

よって、本区議会は、政府に対し、国民生活を守るため下記の事項を強く求めるものである。

### 記

- 1 物価高騰に対する中小事業者、個人事業主の経営悪化を防ぐため、制度や融資の活用拡大、要件の緩和、返済条件の柔軟化など、経営面に対する支援を行うこと。
- 2 原材料、資材の供給安定化と価格高騰対策を速やかに講じること。
- 3 医療物資の値上げ、不足に対応できるよう医療機関に対して補助金等の支援を行うこと。
- 4 国民全体に対する暮らしの支援の予算を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣 あて

## 米国産一般流通用生鮮ジャガイモの輸入解禁を見合わせることを求める意見書（案）

日本では、植物防疫法に基づき、国内に存在しない又は一部地域にしか存在しない病害虫が海外から侵入し、国内の農業生産に重大な被害を及ぼすことを防ぐため、植物検疫制度が設けられている。特に、ジャガイモは土壌や植物体を介して病害虫が侵入する可能性があることから、これまで厳格な検疫措置が講じられてきた。

米国産生鮮ジャガイモについては、2006 年にポテトチップス加工用の輸入が解禁され、その後、輸入時期や条件が段階的に緩和されてきた。2020 年には取扱場所を限定した加工用生鮮ジャガイモの通年輸入が認められ、現在、政府は米国からの要請を受け、米国産一般流通用生鮮ジャガイモの輸入解禁に向け、植物防疫法の省令改正及び関連手続きを進めている。

国内では、ジャガイモシストセンチュウによる被害が長年続いているほか、2015 年には、それまで国内で確認されていなかったジャガイモシロシストセンチュウが北海道で確認され、現在も防除が続けられている。北海道は、ジャガイモの生産を支える重要な産地であるとともに、全国の生産を支える種芋の重要な生産地でもある。シストセンチュウのように土壌中で長期間生存する病害虫は、一度農地に侵入すると根絶が困難であり、農業生産に長期的かつ深刻な影響を及ぼし、葛飾区民の食生活への影響も大きい。ため、生鮮ジャガイモ全面輸入解禁に伴うリスクを予防的な観点から考えることが重要である。

今回の一般流通用生鮮ジャガイモ輸入解禁については、米国からの貿易上の要請を優先するのではなく、国内の農業生産基盤及び食料安全保障の強化を最優先として判断すべきである。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を強く求めるものである。

### 記

- 1 国内のジャガイモ生産に重大な影響を及ぼす病害虫の侵入・定着・まん延を防止するため、植物防疫法に基づく厳格な検疫制度を堅持し、米国産一般流通用生鮮ジャガイモ輸入解禁につながる植物防疫法省令改正及び関連手続きを中止すること。
- 2 国産ジャガイモの安定生産と国内農業の生産基盤を守り、食料安全保障を強化する政策へ転換すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 あて

## 令和8年第3回葛飾区議会定例会委員会開催日程

| 月   | 日   | 曜 | 時 刻   | 委 員 会 名                           | 会 場    |
|-----|-----|---|-------|-----------------------------------|--------|
|     | 15日 | 火 | 午前10時 | 本 会 議                             | 議 場    |
|     | 16日 | 水 | 午前10時 | 本 会 議                             | 議 場    |
|     | 17日 | 木 | 午後 1時 | 建 設 環 境 委 員 会                     | 第1・2・3 |
|     | 18日 | 金 | 午前10時 | 危 機 管 理 対 策 特 別 委 員 会             | 第1・2・3 |
|     |     |   | 午後 1時 | 保 健 福 祉 委 員 会                     | 第1・2・3 |
|     | 19日 | 土 |       |                                   |        |
|     | 20日 | 日 |       |                                   |        |
|     | 21日 | 月 |       |                                   |        |
|     | 22日 | 火 |       |                                   |        |
|     | 23日 | 水 |       |                                   |        |
|     | 24日 | 木 | 午後 1時 | 文 教 委 員 会                         | 第1・2・3 |
|     | 25日 | 金 | 午後 1時 | 総 務 委 員 会                         | 第1・2・3 |
|     | 26日 | 土 |       |                                   |        |
|     | 27日 | 日 |       |                                   |        |
|     | 28日 | 月 | 午後 1時 | 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会               | 第1・2・3 |
|     |     |   | 午後 2時 | 議 会 運 営 委 員 会                     | 第1・2・3 |
|     | 29日 | 火 | 午後 1時 | 本 会 議                             | 議 場    |
|     | 30日 | 水 | 午後 1時 | 新庁舎整備・現庁舎跡地活用特別委員会                | 第1・2・3 |
| 10月 | 1日  | 木 | 午後 1時 | 危 機 管 理 対 策 特 別 委 員 会             | 第1・2・3 |
|     | 2日  | 金 | 午後 1時 | 地 域 交 通 政 策 推 進 特 別 委 員 会         | 第1・2・3 |
|     | 3日  | 土 |       |                                   |        |
|     | 4日  | 日 |       |                                   |        |
|     | 5日  | 月 | 午前10時 | ( 決 算 審 査 特 別 委 員 会 ・ 第 1 分 科 会 ) | 第1・2・3 |
|     | 6日  | 火 | 午前10時 | ( 決 算 審 査 特 別 委 員 会 ・ 第 2 分 科 会 ) | 第1・2・3 |
|     | 7日  | 水 | 午前10時 | ( 決 算 審 査 特 別 委 員 会 ・ 第 3 分 科 会 ) | 第1・2・3 |
|     | 8日  | 木 | 午前10時 | ( 決 算 審 査 特 別 委 員 会 ・ 第 4 分 科 会 ) | 第1・2・3 |
|     | 9日  | 金 |       | ( 予 備 日 )                         |        |
|     | 10日 | 土 |       |                                   |        |
|     | 11日 | 日 |       |                                   |        |
|     | 12日 | 月 |       |                                   |        |
|     | 13日 | 火 | 午後 1時 | ( 決 算 審 査 特 別 委 員 会 )             |        |
|     | 14日 | 水 | 午後 1時 | 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会               | 第1・2・3 |
|     |     |   | 午後 2時 | 議 会 運 営 委 員 会                     | 第1・2・3 |
|     | 15日 | 木 | 午後 1時 | 本 会 議                             | 議 場    |